

令和3年

第11回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日時 令和3年11月25日 午前9時00分～
場所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
日程 2 会議録署名委員の指名について(15番井上 秀樹委員、16番駒形 哲也委員)
日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
日程 7 第4号報告 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願について
日程 8 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程 9 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
日程 10 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
日程 11 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
日程 12 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
日程 13 第6号議案 非農地通知について
日程 14 第7号議案 「別段の面積（下限面積）」（住宅（宅地）に附属する農地限定）
の見直しについて
日程 15 その他

- 令和3年11月25日（木）
 - ・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会 13：30～
【大和庁舎：大会議室】 〈農作業料金標準作成委員〉

- 令和3年12月1日（水）
 - ・第2回農家組合方向性検討委員会 9：30～
【JAみなみ魚沼：本店1階会議室】 〈局長〉

- 令和3年12月3日（金）
 - ・青年農業者との懇談会 13：30～
【本庁舎：大会議室】 〈青年農業者との懇談会担当委員〉

- 令和3年12月7日（火）～8日（水）
 - ・令和3年度新潟県女性農業委員等研修会、第20回定例総会
【新潟市：新潟東映ホテル】 〈山崎委員、片桐委員、宮田委員〉

- 令和3年12月27日（月）
 - ・第12回農業委員会総会 9：30～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第11回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席は農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名全員の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番井上秀樹委員、16番駒形哲也委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。14番牛木友哉委員。

14番牛木委員 おはようございます。8月に実施した第1回農地パトロール、並びに11月に実施した第2回農地パトロールの結果について報告します。8月の農地パトロールでは例年どおり市内を12地区に分け、農業委員と最適化推進委員で実施

しました。11月の農地パトロールでは今年度申請があった比較的大きな面積の転用事案、過去に転用申請があり未着手となっている大型転用、適正管理が必要な農地の現地確認をしました。手続きが必要な事案については継続して対応するよう文書指導をしました。今年度のパトロール結果についてはお手元に配布した資料のとおりです。昨年との比較で再生利用が可能な荒廃農地は5,126㎡増えまして、29,322㎡となりました。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地及び非農地判断済み農地は13,436㎡増加しまして、187,900㎡となっています。さらに、問題箇所については適宜文書指導をしています。農地パトロールは農業委員会の必須業務です。今後も地域の農地の見守りをお願いします。以上です。

議長

ただいまの牛木委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、牛木委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。5番片桐京委員。

5番片桐委員

おはようございます。令和3年度の食育出前授業が全ての小学校で終わりましたので報告いたします。今年度は合計4校で実施しました。大和地域は11月2日に大崎小学校、六日町地域は6月15日におおまき小学校、塩沢地域は11月9日に中之島小学校と6月29日に石打小学校での実施で全て順調に終わりました。ぬか釜炊飯も全ての学校でおいしく炊き上がり、米作りの講話と食育の講話も順調に済みました。皆さんからご協力いただき、大変ありがとうございました。来年度についても引き続き実施したいと思いますので宜しくお願いします。以上です。

議長

ただいまの片桐委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。
ほかにありますでしょうか。

(報告なし)

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告 について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
についてを議題といたします。事務局より説明を求めま
す。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3-4ページをご覧ください。前回総会以降15件の事実
確認書を交付しています。現地を確認したところ、いずれ
も転用目的どおりに完了していました。

その中で3ページの9番と4ページの12番については事
後の届出となっておりますが、目的どおりの完了を確認し
ています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6ページからになります。こちらは23件です。

1番、鰐島の田1筆です。借受人の都合による解約で、
後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、穴地、柳古新田、海士ケ島新田の田6筆です。第
三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定が
あがってきます。

3番、水尾の田3筆です。第三者との貸借契約のための
解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、こちらも水尾の田3筆です。第三者との貸借契約

のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、君帰の田1筆です。借受人が高齢になったための解約で、今後貸付予定です。

6番、中川の田9筆です。第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、宮の田1筆です。第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

8番、二日町の田1筆です。第三者との売買のための解約で、後ほどあっせん売買があがってきます。

9番、下出浦の田1筆です。第三者との売買のための解約で、こちらも後ほどあっせん売買があがってきます。

10番、下原の田1筆です。借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

8ページに移りまして、11番、下原新田の田1筆です。借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

12番、泉甲の田3筆です。所有者の都合による解約で、今後は自作の予定です。

13番、14番が関連案件でして、JAみなみ魚沼を仲介した契約の解約です。第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

15番、16番も関連案件でして、借受人が同じ方の解約です。山間部の条件不利地のため解約するとのこと。

10ページに移りまして、17番、北田中と四十日の田12筆です。第三者との貸借契約のための解約です。

18番、寺尾の田1筆です。共有者へ農地の権利を売買するための解約で、3条申請済みです。

19番、塩沢の田2筆です。借受人高齢のための解約です。

20番、樺野沢の田7筆です。借受人の規模縮小のための解約で、今後貸付予定です。

21番、大沢の田11筆です。同じく借受人の規模縮小のための解約で、一部利用権設定の申請があがっています。

22番、長崎の田1筆です。借受人の都合による解約です。

23番、長崎の田9筆です。借受人の規模縮小のための解

約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(3)使用貸借の解約について

14 ページをご覧ください。こちらは1件です。

大月の田6筆です。第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4)農地法の適用を受けない事実確認について

16 ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは2件です。

1番、小栗山の登記が田、現況原野の3筆計686㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらの土地は山間部の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなった年月日は昭和46年5月1日です。現地は11月1日に牛木委員からご確認いただいています。

2番、浦佐の登記が畑、現況宅地の1筆406㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらの土地は過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は11月5日に関職務代理、佐々木委員からご確認いただいています。2件とも非農地証明を発行しています。

(5)農地法施行規則29条1号の規定による通知について

18 ページをご覧ください。農業用施設の届出ですが、こちらは2件です。

13番、堂島新田の畑1筆60㎡です。資料は5-7ページをご覧ください。転用目的は農作業場用地ということで、農機具格納庫兼農作業小屋建築のためです。先ほどの転用の事実確認書の交付についてでもあがっていた案件です。10月22日に届出いただいています。

14番、滝谷の畑1筆147㎡です。資料は8-10ページをご覧ください。転用目的は農作業場用地ということで、農作業場建築のためです。こちらについても転用の事実確認書の交付についてでもあがっていた案件です。11月2日に届出いただいています。

議長

第1号報告については以上です。

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

20ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が6件です。

1番、野田の田7筆4,821㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては10月15日に中俣委員、高野委員をご指名しています。申請人におかれましては離農のため処分したいとのことです。

2番、長崎の田1筆1,026㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては10月20日に長谷川委員、林昭彦委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

3番、長崎の田2筆1,913㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては10月20日に長谷川委員、林昭彦委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

4番、小栗山の田4筆1,485㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては10月20日に牛木委員、片桐委員をご指名しています。申請人におかれましては高齢のため処分したいとのことです。

5番、藤原の畑1筆2,245㎡、売買の申出です。あっせ

ん委員といたしましては11月1日に並木会長、貝瀬委員をご指名しています。申請人におかれましては自分で耕作できなくなったためとのことです。

6番、藤原の畑1筆441㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては11月1日に並木会長、貝瀬委員をご指名しています。申請人におかれましては自分で耕作できなくなったためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号議案 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

今月は農用地利用配分計画の認可が1件きています。公告日は令和3年10月29日付けです。今回の配分計画の認可については賃借権の移転でして、表の真ん中あたりに記載されている新たな借受人へ賃借権の残りの期間を移転するという内容です。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第4号報告 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願について

議長

日程7 第4号報告 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号報告朗読)

今月は農地転用の許可申請の取下げ願が1件来ています。美佐島の畑1筆460㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅の建築です。取下げの理由についてですが、建築木材の高騰により建築資金が不足し、譲受人が事業を断念したとのことでした。こちらの申請は令和3年10月の第10回農業委員会総会で許可相当の決定を受け、10月28日に新潟県へ進達されましたが、処分決定前に申請者より農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願が提出されました。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第4号報告を終了させていただきます。

日程8 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程8 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

27ページからになります。今月は15件の申請があがってきています。

139 番、売買による所有権移転です。大杉新田の田 1 筆 875 m²で、こちらは譲受人の所有農地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためです。

140 番、売買による所有権移転です。奥の田 1 筆 222 m²で、こちらは譲受人の所有地と相分になっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

141 番、売買による所有権移転です。寺尾の田 1 筆 105 m²で、こちらは共有名義の土地で 2 名分の持分を残りの 1 人が買うという内容です。申請理由は経営規模拡大のためです。

142 番、売買による所有権移転です。宮の畑 1 筆 278 m²で、譲受人は隣接の宅地も買い受ける予定です。申請理由は新規就農のためです。譲受人の耕作面積の欄に 166 a とありますが、譲受人自身は経営面積がありませんが市外に居住する父親世帯の経営面積が 166 a となります。農地法では経営面積について、別世帯でも 2 親等以内の親族の農地で農業経営が一体的に行われている場合には合算できると規定されており、166 a と記載しています。なお、この耕作面積については譲受人の父親世帯が居住する市町村の農業委員会が発行する耕作面積証明で確認しています。

143 番、売買による所有権移転です。君帰の田 2 筆 2,907 m²です。申請理由は経営規模拡大のためです。

144 番から 147 番までが関連案件となっています。まず、譲渡人である地縁団体についてご説明します。通常、地縁団体名義では所有権などの登記はできませんが、この地縁団体は市長から認可を受けた認可地縁団体であるため団体名義での登記が可能となっており、今回の譲渡人になっています。144 番から 147 番の申請地は、以前地縁団体の一員だった個人の方の名義で登記されていましたが、その方が死亡して 50 年以上経ち、相続人もいない状況が続いていました。平成 26 年に地方自治法が改正され、認可地縁団体が実質的に所有する不動産のうち、登記名義人が死亡して相続人も不在などの場合には、一定の要件を満たして市から証明を受ければ、それをもって法務局で団体名義へ所有権の移転登記が可能になりました。この特例については農地法の許可は不要となります。そのような経緯でこの認可地

縁団体が現在の所有者になっています。今後、地区で土地改良事業が入る予定があり、土地について事前に整理する必要があるため、今回の農地法第3条申請により個人名義に移したいとのことです。

それでは番号にそってご説明します。144番、売買による所有権移転です。大月の畑1筆2,667㎡で、申請理由は経営規模拡大のためです。

28ページに移りまして、145番、売買による所有権移転です。大月の田畑8筆3,526㎡で、申請理由は経営規模拡大のためです。

146番、売買による所有権移転です。大月の田2筆991㎡で、申請理由は経営規模拡大のためです。

147番、売買による所有権移転です。大月の田2筆1,652㎡で、申請理由は経営規模拡大のためです。

148番、売買による所有権移転です。上一日市の田3筆6,219㎡です。なお、譲受人は農地所有適格法人になっており、農地の購入が可能です。申請理由は借受地を取得するためです。

149番、売買による所有権移転です。石打の畑1筆77㎡で、譲受人の自宅裏の農地です。対価については譲受人が隣接する宅地と雑種地を合わせて購入するためこの価格となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

150番、交換による所有権移転です。長森の畑1筆171㎡です。なお、譲渡人については取得する農地について転用申請が必要なため農地法第5条で申請があがってきます。申請理由は農地を交換して利便性を高めるためです。

151番、賃借権の設定で期間は5年間です。一村尾の田2筆1,820㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

152番、賃借権の設定で期間は5年間です。川窪の畑1筆971㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

153番につきましては農業者年金受給のための使用貸借権の再設定ですので説明は省略させていただきます。以上15件です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員10番棚村光正委員の除斥を求めます。

(10 番棚村委員退席)

29 ページ 150 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。29 ページ 150 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、150 番案件については原案のとおり承認されました。棚村委員の除斥を解きます。

(10 番棚村委員着席)

続いて 150 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。150 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

議長

日程9 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

32ページをご覧ください。今月の計画変更は2件です。

10番、八竜新田の畑1筆92㎡です。今年の7月8日付で農地法第4条の許可を受けた案件です。資料は11-13ページをご覧ください。こちらの申請については県道の拡幅に伴いまして申請地の一部が買収されるということで、古い車庫を解体して新たな車庫を建築するというので許可を取られましたが、買収面積が減りまして92㎡から125㎡へ転用面積が変更となったため事業計画変更の申請をいただきました。面積が変更となりましたが、転用目的は車庫で変更ありません。なお、こちらの申請は県道拡幅による買収面積の変更による転用面積の増加ということで、計画変更の申請は妥当であると考えています。

11番、大木六の畑1筆541㎡です。令和2年11月10日付けで農地法第5条の許可を受けた案件です。資料は14-16ページをご覧ください。こちらの申請については土地についての変更はありませんが、転用目的と事業計画及び完工年月日を変更したいという内容での申請です。転用目的については、当初店舗兼用住宅での申請でしたが店舗のみに変更となります。事業計画については、建物や駐車場の配置を変更しまして道路側へ店舗を配置するような内容となっています。変更後の配置については資料16ページをご覧ください。事業の完工年月日については令和3年6月30日

を予定していましたが、店舗としての準備が整っていないため12月25日へ変更されています。こちらの申請は申請地を有効活用するために建物の配置等を見直すものであり、計画変更の申請は妥当だと考えています。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程10 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程10 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

34ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。一村尾の田1筆509㎡です。転用目的は資材置場用地で、資料は17-19ページをご覧ください。申請の内容についてですが、土地所有者の親族が営んでいる会社の資材置

場として貸し付けるための転用です。こちらの会社の事業所は申請地のすぐそばにありまして、以前は事業所から離れた場所を資材置場として利用されていましたが近くで畑として耕作されていた申請地を資材置場として利用することになったとのことです。なお、すでに資材置場として利用されていることから始末書を提出いただいています。こちらの土地は第1種農地ではございますが、集落に接続した農地を親族が経営する法人の資材置場として利用するものであり許可相当であると考えています。

第3号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

日程 11 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 11 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 4 号議案朗読)

36 ページをご覧ください。今月の 5 条申請は全部で 5 件です。

82 番、浦佐の畑 1 筆 112 ㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場用地です。資料は 20-22 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は重機土木工事業を営んでいまして現在利用している重機置場が手狭になったため、申請地を購入し転用して利用したいとのことです。また、今年の 5 月の頃に砂利を敷いて重機を置いているということで申請者から始末書を提出いただいています。こちらの土地は用途地域内の第 3 種農地ですので原則許可案件です。

83 番、長森の畑 1 筆 34 ㎡です。交換による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は 23-25 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請者のお父さんが現在の住宅を建築する際に申請地にはみ出して建築してしまったため、今回はみ出した部分を分筆し農家住宅敷地として転用するものです。なお、交換ですので譲渡人の土地については第 1 号議案の 150 番案件で譲受人へ所有権移転をします。なお、すでに住宅敷地として使用されておりますので申請者からは始末書を提出いただいています。こちらの農地は第 2 種農地ではございますが、集落に接続した農地を農家住宅の敷地拡張に使用するものであり許可相当と考えています。

84 番、余川の田 4 筆 1,454 ㎡です。賃借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 26-28 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、こちらの申請地を借り受けて婦人科の医院及び駐車場として転用したいとの内容の申請です。賃借期間は 30 年とのことです。こちらの農地に

については用途地域内の第3種農地ですので、原則許可案件です。

85番、吉里の畑1筆236㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は29-31ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人である申請者は申請地と隣接する宅地、そしてそこに建っている建物を購入することになりまして申請地を雪捨場として利用したいという内容の申請です。こちらの土地は第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を雪捨場として使用するものであり、許可相当であると考えています。

86番、塩沢の田2筆444㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は32-34ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は現在アパートに居住していますが、手狭になったため申請地を譲り受けて一般住宅を建築したいとのことです。また、譲渡人である土地所有者は未成年でして、契約につきましては法定代理人である親権者の同意が必要であることから親権者である親と連名で申請をいただいています。こちらの土地は水道・下水道管が埋設された道路に面しており、かつ半径500m以内に塩沢小学校と市役所塩沢庁舎の二つの公共施設があることから第3種農地となりまして、原則許可案件となります。

第4号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員10番棚村光正委員の除斥を求めます。

(10番棚村委員退席)

36ページ 83番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。36 ページ 83 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、83 番案件については原案のとおり承認されました。棚村委員の除斥を解きます。

(10 番棚村委員着席)

続いて、83 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。83 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、83 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9 時 50 分休憩)

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(10 時 20 分再開)

日程 12 第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）について

議 長

日程 12 第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第 5 号議案朗読）

39 ページからになります。今月の利用集積は所有権移転が 8 件、新規の賃借権の設定が 50 件、使用貸借の設定が 4 件、賃借権の移転が 5 件、使用貸借権の移転が 9 件、賃借権の再設定が 57 件の合計 133 件となっています。

まず、所有権移転です。

581 番、小栗山の田 4 筆 1,485 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 996 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 35 ページをご覧ください。

582 番、二日町の田 1 筆 1,272 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 1,149 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 36 ページをご覧ください。

583 番、下出浦と野際の 2 筆 4,513 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 443 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 37-38 ページをご覧ください。

584 番、藤原の畑 1 筆 441 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 907 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 39 ページをご覧ください。

585 番、藤原の畑 1 筆 2,245 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 890 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 40 ページをご覧ください。

586 番、中子新田甲の田 1 筆 2,854 m²です。売買による所有権移転で、対価は m²当たり 1,401 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 41 ページをご覧ください。

40 ページに移りまして、587 番、長崎の田 1 筆 1,026 m²です。売買による所有権の移転で、対価は m²当たり 175 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 42 ページ

ジをご覧ください。

588番、長崎の田2筆1,913㎡です。売買による所有権移転で、対価は㎡当たり178円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は43ページをご覧ください。なお、587番と588番案件については対価が安めになっていますが、所有者側が処分の意向が強くこの価格で合意されています。

続いて、賃借権の設定です。

589番、浦佐の田畑7筆3,520㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり18,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

590番、鰯島の田1筆2,397㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で2.5俵です。10a当たりで換算すると62kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

591番、一村尾の田畑7筆6,180㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

592番、城山新田の田2筆4,895㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地は山間部で非常に条件が悪く、この対価で合意になっています。

593番と594番は同じ受け手の方の案件です。593番、穴地新田の田1筆4,420㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

594番、穴地新田の田1筆2,916㎡です。賃借権の設定で、対価は同じく10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

595番、穴地と柳古新田と海士ヶ島新田の田6筆12,699㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

596番、柳古新田の田1筆2,731㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

597番、大崎の田9筆15,295㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

598番、大崎の畑2筆2,174㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり11,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

599番、柳古新田と海士ケ島新田と今町新田の田8筆6,863㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

600番、水尾の田3筆6,148㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり50kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

601番、水尾の田3筆1,008㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

602番、雷土の田1筆2,945㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

44ページに移りまして、603番、美佐島の田8筆6,493㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

604番、小栗山の田10筆8,720㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

605番、小栗山と六日町の田7筆6,313㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

606番、東泉田の田1筆826㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

607番、東泉田と大月の田18筆8,105㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

46ページに移りまして、608番、畔地新田の田7筆10,935.98㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

609番、畔地新田と宮の田8筆13,321㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

610番と611番が同じ受け手の方の案件です。610番、永松の田1筆1,329㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

611番、中川の田5筆5,308㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

612番、中川の田3筆2,819㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

613番から48ページの615番までが同じ受け手の案件です。613番、中川の田畑9筆15,093㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

614番、津久野の田3筆5,458㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で5俵、10a当たり換算で54kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

615番、津久野の田4筆9,262㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で9俵、10a当たり換算で58kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

616番と617番が同じ受け手の案件です。616番、宮の田1筆1,709㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

617番、宮の田1筆1,291㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

618番から620番が同じ受け手の案件です。618番、下原の田1筆552㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

619番、下原と下原新田の田3筆7,937㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

620番、下原新田の田1筆620㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

621番、新堀と新堀新田の田7筆16,142㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で22俵、10a当たり換算で81kgで

す。申請理由は経営規模拡大のためです。

622 番、長森新田と麓の田 2 筆 3,500 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 4.5 俵、10 a 当たり換算で 77 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

623 番、泉甲の田 1 筆 1,561 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

624 番、大杉新田と奥の田 7 筆 7,030 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 10.5 俵、10 a 当たり換算で 89 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

50 ページに移りまして、625 番と 626 番が同じ受け手の方の案件です。625 番、五日町の田 3 筆 2,906 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

626 番、五日町の田 4 筆 2,733 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

627 番、吉里の田 1 筆 2,205 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 1.5 俵、10 a 当たり換算で 40 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

628 番、上十日町の田 6 筆 4,961 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

629 番、塩沢の田 7 筆 4,228 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 52.5 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

630 番、泉盛寺の田 8 筆 4,157 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

631 番、中と樺野沢の田 8 筆 4,773 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

52 ページに移りまして、632 番と 633 番が同じ受け手の方の案件です。632 番、吉山新田の田 8 筆 14,625 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

633 番、吉山新田の田 1 筆 2,599 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

634 番、吉山新田の田 3 筆 5,826 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

635 番、仙石の田 2 筆 3,674 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

636 番、大沢の田 3 筆 1,493.91 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

637 番、上野の田 2 筆 2,493 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

638 番から 54 ページの 642 番までが同じ受け手の方の案件です。638 番、長崎の田 6 筆 7,735 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 74 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

639 番、長崎の田 9 筆 14,329 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 54 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

54 ページに移りまして、640 番、長崎の田 7 筆 8,847 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 54 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

641 番、滝谷の田 4 筆 1,837 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 37 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

642 番、滝谷の田 10 筆 9,120 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

643 番、小松沢の田 13 筆 11,877 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

644 番から 647 番までが同じ受け手の方の案件です。644 番、東泉田の田 2 筆 664 m²です。使用賃借権の設定で、申

請理由は経営規模拡大のためです。

645 番、大月の畑 6 筆 2,588 m²です。使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

56 ページに移りまして、646 番、大月の畑 1 筆 1,001 m²です。使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

647 番、大月の畑 1 筆 1,075 m²です。使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

648 番から 57 ページの 652 番までが同じ受け手で、賃借権の移転となります。648 番、大月の畑 2 筆 1,974 m²です。賃借権の移転で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は法人化のためです。こちらの申請についてですが、644 番から 647 番までについては申請理由が経営規模拡大のためとなっておりますが、648 番以降は法人化のためでの理由になっています。賃借権の移転については現在、法人の代表者の方が個人で借り受けている契約を新たに立ち上げた法人に移すためのものですので理由の欄が法人化のためとなっております。なお、備考欄に所有者氏名が記載していますのでご確認ください。

649 番、大月の畑 2 筆 1,438 m²です。賃借権の移転で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は法人化のためです。

650 番、大月の畑 1 筆 993 m²です。賃借権の移転で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は法人化のためです。

651 番、大月の畑 4 筆 3,791 m²です。賃借権の移転で、対価は 10 a 当たり 5,000 円です。申請理由は法人化のためです。

652 番、大月の畑 1 筆 952 m²です。賃借権の移転で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は法人化のためです。

653 番から 59 ページの 661 番までが、受け手は先ほどと同じ法人ですが使用貸借権の移転となります。こちらの申請も法人化のためで、現在代表者の方が使用貸借で契約をしているものを法人へ移すという内容です。653 番、東泉田の田 1 筆 231 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法

人化のためです。

654 番、大月の田畑 18 筆 6,774 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

655 番、大月の畑 1 筆 829 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

656 番、大月の畑 2 筆 2,313 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

657 番、大月の畑 3 筆 2,460 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

658 番、大月の畑 2 筆 1,145 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

659 番、大月の畑 1 筆 1,065 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

660 番、大月の畑 1 筆 2,279 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

661 番、大月の畑 1 筆 1,632 m²です。使用貸借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

662 番から 713 番案件につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

50 ページ 625 番、626 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。50 ページ

625 番、626 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、625 番、626 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

50 ページ 628 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。50 ページ 628 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、628 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

続いて 625 番、626 番、628 番案件を除く他の案件について質疑を行います。8 番中島修委員。

8 番中島委員	52 ページの 636 番案件についてですが、面積の合計が合わないような気がするのですが、これについて説明をお願いします。
議 長	一之谷係長。
一之谷係長	こちらについては一筆だけ、小数点以下のある筆があります。計算すると議案のとおり、1,493.91 m ² になりますので計算間違いはないかと思えます。以上です。
議 長	ほかにありますでしょうか。 無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、よってお諮りをいたします。625 番、626 番、628 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、第 5 号議案は全て原案のとおり承認されました。
	日程 13 第 6 号議案 非農地通知について
議 長	日程 13 第 6 号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。
一之谷係長	(第 6 号議案朗読) 74-75 ページをご覧ください。こちらの 90 筆の農地については 8 月から 9 月にかけて皆様から行っていただきました、第 1 回農地パトロールで農地の地目になっているが現地在山林原野化しているような農地性が無くなっている土

地の一覧です。左から土地の所在、地目、面積、所有者の住所、所有者氏名の順でまとめた表になります。先ほど説明させていただいたとおり、現地はすでに農地ではありませんので農業委員会の方で農地台帳から除外することになります。合わせて所有者の方へ非農地通知をお送りします。その非農地通知には地目の変更登記を促す文面を入れて発送しますので、所有者の方から地目の変更登記をしていただくという流れになります。今回、非農地となった土地については田が49筆で29,814.91㎡、畑が41筆で18,156.76㎡の計90筆47,971.67㎡です。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員10番棚村光正委員の除斥を求めます。

(10番棚村委員退席)

74ページ 22番、23番についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。74ページ22番、23番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、22番、23番案件については原案のとおり承認されました。棚村委員の除斥を解きます。

(10番棚村委員着席)

続いて、22番、23番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。22番、23番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり承認されました。

日程14 第7号議案 「別段の面積(下限面積)」(住宅(宅地)に附属する農地限定)の見直しについて

議長

日程14 第7号議案 「別段の面積(下限面積)」(住宅(宅地)に附属する農地限定)の見直しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第7号議案朗読)

議案書の77ページと、あらかじめ議案書と一緒に皆様にお配りしました補足資料を合わせてご覧ください。農地を取得する場合は皆様ご存知のとおり、農地法第3条の許可が必要です。許可要件の一つに耕地面積の法定下限面積要件があります。これは毎年見直しを行うこととなっていますが、南魚沼市農業委員会では農地特別委員会で毎年3月に協議をし、今年度は30aとしています。これは平成21年に農地法の改正があったのですが、南魚沼市農業委員会ではこの改正があった平成21年から30aとなっています。全

国の基準を見ますと北海道は2ha、その他は50aとされており、一定の要件を満たせばそれ以外の面積に下げることが可能となっています。こちらは農地法施行規則第17条を適用して設定しています。この中の第17条第1項で下限面積を設定できるということで、30aと設定をしています。しかし、近年は人口減少や農業者の高齢化、後継者などの担い手不足等によって、特に中山間地にある条件不利地を中心として遊休農地が増加したり、それに付随して空き地や空き家に附属した農地の遊休農地化が進んだりしています。そこで、今後移住定住の促進並びに空き家や遊休農地の活用・解消を目的に空き地などの宅地や住宅に附属した農地の取扱いについて検討してまいりました。これは先月の農地特別委員会で協議をしていただきましたので、それについて今回総会で提案させていただくものでございます。

まず、農地法施行規則第17条第2項の適用についてです。農地を取得するには第1項で適用している下限面積30aが基本ですが、遊休農地の面積などのある一定の要件を満たすと設定することができます。こういったものかと言いますと、この農地法施行規則第17条第2項を適用しまして、方針にありますとおり住宅（宅地）に附属する農地を取得する際の下限面積を0.1aに引き下げるというものです。0.1aというと3坪程度となります。これについては農地法第3条の許可要件を満たすほかに、申請者の住宅に附属している農地であって、宅地を除いた場合に遊休化する可能性が高く、周辺農地の集団的な農地利用や共同化に影響が無いことが確定できた農地に限定して許可を出すというものです。具体的な申請の流れとしては補足資料の2ページをご覧ください。はじめに申請地が宅地に附属した農地であるという申請を出していただきます。それを受けて事務局と委員さんで現地確認後、これはこのままだと確実に住宅から独立した場合は遊休農地化してしまうということを確認してから総会で諮ります。その総会で適用が可能だと判断ができましたら、次の月以降に通常の農地法第3条の申請をしていただくということになります。そのため、2回総会にかけるような形になりますので、例えば12月の

総会に申請地が住宅に附属する農地か適用の可否の申請があった場合は、12月で可否の申請の審議、1月に農地法第3条の許可申請という流れになり、通常の3条申請よりも慎重に審議するようになります。他の地域ですと、空き家バンクを活用し、連動しているところが多いのですが、私どもの市の場合ですと空き家バンクはありますが登録されている空き家が無いという状況ですので二つの制度を連動させることはできないため、このような形で慎重に審議をして許可を出すようにしたいと思います。こちらについては限定されていることから、例えば過去に同じようなケースがあつて転用して農地が少しだけ残ってしまったというようなものは対象外ですし、1,000㎡くらいある土地で今後500㎡は転用して残りの500㎡を畑としてこの制度で取得するというようなものも対象外です。あくまでも現在空き家や空き地になっている土地に附属する農地を対象としています。これに関連しまして、左上に資料2と書いてある資料をご覧ください。かなり前ではありますが、農林水産局長から出ている文書です。長く書いてありますが簡単に言うと、住宅に附属している家庭菜園的なものについては非農地として扱っていいという通知がでています。こちらには具体的な面積の記載が無いのですが、0.1aとの境の関係で私どもとしては0.1a未満の農地については非農地扱いとして整理したいと思います。この部分については通常の新農地証明を提出いただいたの証明となります。宅地に附属している農地について0.1aまでは非農地、0.1aから30aまではこの農地法施行規則第17条第2項を適用して農地法第3条の農地扱いをするというものを提案するものです。説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。
農業委員2番西野徳光委員。

2番西野委員

『住宅（宅地）に附属する農地』という表現になっておりますが、現に住宅があることが条件となるでしょうか。例えば、空き家を売りに出していてその脇に小さい農地もついでいてなかなか売れない、雪の問題もあって危なくて

解体が先行するケースがあるかと思います。そういった場合をこの対象に含めるのか含めないのか、そこが実際の場面で問題になるかと思いますのではっきりさせたほうがいいかと思います。以上です。

議 長

古藤局長。

古藤局長

その部分につきまして、私ども事務局もかなり考えました。空き家だけにしますと、実際に市内にはすでに解体して宅地だけになってそこに農地が付随しているというケースが結構あるかと思います。ですので、そういった解体したケースも対象に含めて考えたいと思ひまして、『住宅（宅地）に附属する農地』という表現にさせていただきました。現に空き家が建っていないなくても対象にしたいと考えています。以上です。

議 長

西野委員、いかがでしょうか。

2番西野委員

ありがとうございます。承知しました。

議 長

ほかにございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第7号議案「別段の面積（下限面積）」（住宅（宅地）に附属する農地限定）の見直しについては原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

意義なしと認め、第7号議案は原案のとおり承認されました。

日程 15 その他

議 長

日程 15 その他についてですが、まず農業委員 15 番井上秀樹委員より幹事会報告をお願いします。

15 番井上委員

お疲れ様です。休憩時間中に開催しました、幹事会で協議したものについて1点報告いたします。

1 管外視察研修について

以上です。

議 長

ただいまの井上委員の報告について、質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。農業委員 9 番南雲廣悦委員。

9 番南雲委員

お疲れ様です。農業共済からお知らせがございます。皆様のお手元に配布しています資料で、まず、11月9日に農林水産省の北陸農政局からでたものがございますので後ほどご覧ください。続いて、令和3年度農作物の水稲共済引受及び損害評価状況についてです。旧大和町が610戸、旧六日町が750戸、旧塩沢町が1,149戸、湯沢町が149戸で計2,658戸の申込がございました。被害申告については全体で42戸ございまして、共済金支払対象は見込みでございまして37戸ございます。南魚沼市内で共済金が支払われるのはおおよそ1,400万円で、県内全体では4,500万円になる予定です。南魚沼市は比較的多い予定となっています。また、この前から話がでていたイノシシの問題についてですが、魚沼地域では小千谷、堀之内、小出、湯之谷、守門、六日町、川西、松代と全部で14戸の被害がでていま

す。被害が一番多かったのは湯之谷です。令和3年度のイノシシ被害は県全体で被害額が落ちていて、原因については皆様から一生懸命追っ払い等努力いただいたことと昨年から今年にかけての豪雪による自然淘汰が結構あったのではないかと思います。一番被害額が落ちたのは上越地区で、その分今度は中越地区である長岡から小千谷、南魚沼という風に広がってきていますので皆様方からも何分ご注意をお願いしたいと思います。

議 長

南雲委員、ありがとうございました。

それではここから全員協議会に移行します。

(11時10分休憩)

全員協議会を閉じ、議事再開いたします。

(11時20分再開)

ほかに皆さんからなにかございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(11時30分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 1月 25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

井 上 秀 樹

会 議 録 署 名 委 員

駒 形 哲 也
